

平成25年10月30日

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町529番地

ヒロセビル4階

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

代表者理事長 高 篤 英 弘 殿

(ご担当 事務局長 長野 浩三殿)

〒604-0862

京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町222

シカタオンズビルディング302号室

弁護士法人たんご法律事務所 烏丸事務所

サン・クロレラ販売株式会社代理人

弁護士 和田 敦史

電話 075-255-5321

FAX 075-255-5322

## ご 通 知 (回答)

前略

サン・クロレラ販売株式会社 (本社所在地 京都市下京

区烏丸通五条下る大坂町369番地，代表者代表取締役北澤誠一，以下「通知会社」といいます。）は，貴法人から，平成25年10月11日付「差止請求書」を受領致しました（以下「本件請求書」といいます。）。

当職は，通知会社の代理人として，本件請求書につき，次のとおり回答致します。

さて，本件請求書における貴法人のご主張を要約致しますと，

1. 「日本クロレラ療法研究会」（以下「研究会」といいます。）の名義で作成されている新聞の折り込みチラシの紙面（以下「本件広報紙」といいます。）にはクロレラ（C. G. F），ウコギ（イソフラキシジン）の具体的効能，これらを服用したことにより持病の改善が見られたとする体験談等が掲載されており，かかる表示は，景品表示法10条1号に定める優良誤認表示，消費者契約法4条1項1号の不実告知に該当する。
2. 研究会は，その代表者，所在地等が通知会社と同一であることから，研究会名義の本件広報紙の配布は，通知会社が自社商品の効能を示すために行っているものであ

り、上記1記載の表示が通知会社の商品についての表示に当たる。

となると思います。

しかしながら、本件広報紙には、「クロレラ（C. G. F）」、「ウコギ（イソフラキシジン）」という健康食品に用いられる原材料、成分名は記載されておりますが、通知会社の特定の商品名は一切表示しておりません。

確かに、通知会社の商品には、上記原材料を用いた商品として「サン・クロレラA」、「サン・ウコギ」といった名称のものが存在しておりますが、この「クロレラ」、「ウコギ」等の名称は、通知会社独自のものではなく、他社の（上記原材料を用いた）健康食品にも広く使用されているものです。この点、景品表示法10条1号の規定をみますと、当該商品表示と比較すべき対象を、「実際のもの」のほか、「当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を提供している他の事業者に係るもの」とされております。このような規定からしますと、同条で問題とされるべき商品等の「表示」は、（消費者の側からみて）具体的にどの商品の表示であるか特定され、他社の同種または類

似商品等と比較が可能なものを指していると解釈するべき  
であると考えます。

前述のとおり、前記研究会名義の本件広報紙には、通知  
会社の特定の商品名は一切明記していませんので、本  
件広報紙による表示が、景品表示法10条1号で規制の対  
象としている商品等に関する表示に該当しないことは明ら  
かです。

また研究会による本件広報紙が、消費者契約法4条1項  
1号の不実告知に該当するのご指摘もいただいております  
が、これも当たらないと考えております。

同条の規制対象は、事業者が「消費者契約の締結に向け  
た勧誘」をする際の行為に限定されております。そして同  
条の「勧誘」とは、消費者の契約締結意思の形成に直接影  
響を与える勧め方を意味し、不特定多数向けのもの等客観  
的に見て特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結意思の  
形成に直接影響を与えているとは考えられない場合は、同  
条の「勧誘」には含まれないと解されております（「逐条  
解説消費者契約法（新版）」2007年、商事法務93頁  
参照）。

研究会による本件広報紙の記載は、前述のとおり、すべて「クロレラ（C. G. F）」、「ウコギ（イソフラキシジン）」に関する内容に限定されており、また、これらの名称が他社の健康食品にも広く使用されているものであることに照らしますと、本件広報紙は、通知会社の特定の商品の購入を消費者に直接働きかけるものとは言えず、消費者契約法4条1項1号の「消費者契約の締結に向けた勧誘」には当たらないと考えます。

以上のとおり、通知会社と致しましては、貴法人による本件請求には理由がないものと考えております。

通知会社は、昭和44年の創業以来、クロレラを原材料とする商品を中心に、40年以上の長きにわたり健康食品の販売を続けております。

通知会社と致しましても、一般の消費者の方に正しい情報を提供することは、健康食品を販売する会社として、極めて重要な社会的使命であると理解しております。今回の貴法人からいただきましたご指摘につきましては、真摯に受け止め、折り込みチラシを含めた広報の在り方、営業方法等に改善すべき点があるか十分に検討し、より消費者の

120.10.30

方にわかりやすい形で商品に関する情報を提供できるよう  
一層努力をしていく所存です。

以上、ご通知いたします。

草々

この郵便物は平成 25 年 10 月 30 日  
第 03816 号書留内容証明郵便物  
として差し出されたことを証明します。  
日本郵便株式会社

5.10.30

